

平成24年度普通交付税(市町村分)の算定結果の概要

普通交付税交付決定額

1,856.6億円 前年度比 6.0億円(0.3%)

臨時財政対策債発行可能額

523.3億円 前年度比 +7.7億円(+1.5%) 不交付団体を除く。

交付・不交付団体の状況

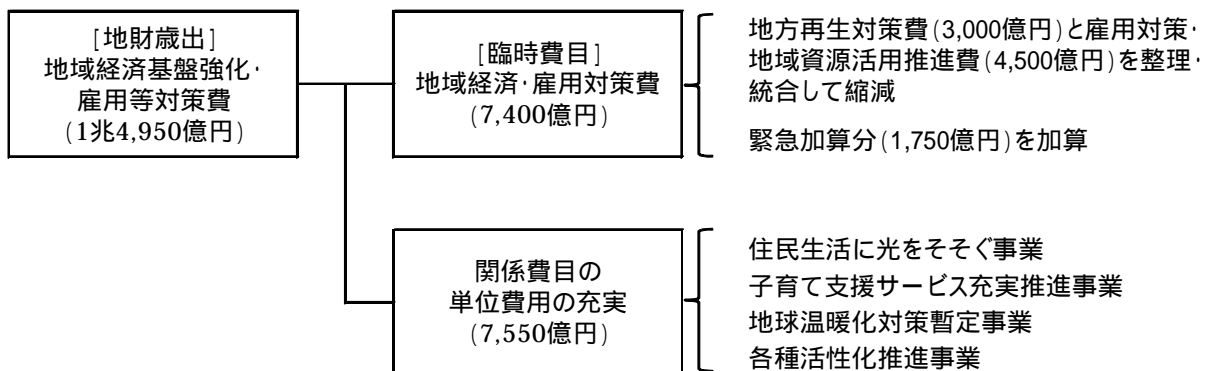
交付団体 34団体 不交付団体 1団体

1 算定の主な特徴

(1) 東日本大震災に伴う算定の特例

- イ 測定単位等に係る各種台帳の滅失等により算定が困難となった費目についての特例措置
道路の面積・延長, 都市公園面積等について前年度報告数値により算定
- ロ 東日本大震災の特定被災公共団体に係る教育関係費目について短期間に需要額が大幅に変動しないための特例措置(昨年度からの継続措置)
児童数等の対平成22年度伸び率を全国平均水準まで割戻し
- ハ 東日本大震災による事業所等の被害状況を考慮した被災団体の法人関係税収における特例措置
法人税割の平成24年度分の推計基準税額の算出に用いる推計乗率を0.75(全国1.04)に設定
- ニ 東日本大震災に係る地方税法等の改正による非課税措置に伴う減収分の基準財政収入額への特例加算(昨年度からの継続措置)
震災復興特別交付税との重複措置を避けるため減収見込額の75%を加算

(2) 「地方再生対策費」及び「雇用対策・地域資源活用推進費」の「地域経済・雇用対策費」への整理・統合



(3) 臨時財政対策債発行可能額の算定方法の見直し

「財源不足額基礎方式」で用いられる臨時財政対策債振替前の財政力指数の算出に用いる期間を3年から5年へ延長

- ・普通交付税 = 交付基準額(財源不足額) - 基準財政需要額 × 調整率(今年度は0.001803805)
- ・交付基準額 = 基準財政需要額 - 基準財政収入額
- ・基準財政需要額 = 単位費用 × 測定単位 × 補正係数
- ・基準財政収入額 = 標準税収入 × 75% + 地方譲与税等

< 交付決定額の都市区分別内訳 >

(単位：千円，%)

		平成24年度	平成23年度	増減額	増減率
内訳	大都市	26,204,214	25,631,498	572,716	2.2
		(54,448,485)	(52,800,320)	(1,648,165)	(3.1)
	都市	111,232,373	112,421,359	△ 1,188,986	△ 1.1
		(127,470,891)	(128,809,731)	(△1,338,840)	(△1.0)
	町村	48,218,664	48,198,405	20,259	0.0
		(56,066,101)	(56,201,168)	(△135,067)	(△0.2)
県計		185,655,251	186,251,262	△ 596,011	△ 0.3
		(237,985,477)	(237,811,219)	(174,258)	(0.1)
県計 (除大都市)		159,451,037	160,619,764	△ 1,168,727	△ 0.7
		(183,536,992)	(185,010,899)	(△1,473,907)	(△0.8)

不交付団体を除く額。()内の数値は臨時財政対策債発行可能額を含めた実質的な地方交付税額

< 臨時財政対策債発行可能額の都市区分別内訳 >

(単位：千円，%)

		平成24年度			平成23年度			増減額	増減率
		人口基礎	財源不足額基礎	合計	人口基礎	財源不足額基礎	合計		
内訳	大都市	3,693,674	24,550,597	28,244,271	7,352,300	19,816,522	27,168,822	1,075,449	4.0
	都市	3,369,546	12,868,972	16,238,518	6,706,395	9,681,977	16,388,372	△ 149,854	△ 0.9
	町村	1,707,825	6,139,612	7,847,437	3,400,367	4,602,396	8,002,763	△ 155,326	△ 1.9
県計		8,771,045	43,559,181	52,330,226	17,459,062	34,100,895	51,559,957	770,269	1.5
県計(除大都市)		5,077,371	19,008,584	24,085,955	10,106,762	14,284,373	24,391,135	△ 305,180	△ 1.3

不交付団体を除く額

2 交付団体の状況

(1) 前年度の交付決定額を上回った団体

平成24年度において、前年度の交付決定額(再算定後)を上回った団体は13団体であり、前年度と比較して9団体の減(前年度22団体)

< 対前年度比増加率別内訳 >

増加率	団体数	団体名
10%以上	3 (1)	七ヶ宿町,七ヶ浜町,利府町
5%以上10%未満	2 (2)	名取市,多賀城市
5%未満	8 (19)	仙台市,塩竈市,岩沼市,亶理町,松島町,大郷町,色麻町,加美町
合計	13 (22)	

()内の数値は、前年度の団体数である。

(2) 前年度の交付決定額を下回った団体

平成24年度において、前年度の交付決定額(再算定後)を下回った団体は21団体であり、前年度と比較して9団体の増(前年度12団体)

< 対前年度比減少率別内訳 >

減少率	団体数	団体名
10%以上	1 (1)	大衡村
5%以上10%未満	1 (2)	大和町
5%未満	19 (9)	石巻市,気仙沼市,白石市,角田市,登米市,栗原市 東松島市,大崎市,蔵王町,大河原町,村田町,柴田町 川崎町,丸森町,山元町,富谷町,涌谷町,美里町,南三陸町
合計	21 (12)	

()内の数値は、前年度の団体数である。

3 不交付団体の状況

平成 24 年度における不交付団体は引き続き女川町のみであり、その概要は以下のとおり。

(単位:千円,%)

	平成24年度	平成23年度	増減額	増減率
基準財政需要額	2,788,261	2,819,658	△ 31,397	△ 1.1
基準財政収入額	2,854,589	3,109,867	△ 255,278	△ 8.2
財源超過額	66,328	290,209	△ 223,881	△ 77.1

臨財債振替後、錯誤反映後の額でH23は再算定後。H24の基準財政収入額のうち87百万円が東日本大震災に係る特例加算額

4 合併団体の状況

合併算定替による交付基準額の特例加算額	233.9億円(28.9%加算)
臨時財政対策債発行可能額の特例加算額	16.0億円(15.0%加算)
合併補正による基準財政需要額の増加額	0.9億円

宮城県の合併9団体は合併した翌年度から15年間(合併した日が4月1日の場合、合併した年度を含めて16年間)、旧合併特例法第11条による「普通交付税額の算定の特例(合併算定替)」が行われている。ただし気仙沼市については、当該合併算定替の対象となるのは気仙沼市と唐桑町による1次合併のみで、気仙沼市と本吉町による2次合併については、改正前合併特例法第17条により合併した翌年度から10年間の合併算定替となっている。

合併算定替

普通交付税算定年度の4月1日現在において、合併関係市町村がなお合併前の区域をもって存続したと仮定して、合併関係市町村ごとに算定した財源不足額の合算を、合併市町村の財源不足額とすること。

<合併団体の交付基準額等>

(単位:千円,%)

団体名		合併算定替	一本算定	特例による加算額	
				(-)	/
石巻市	A	19,334,964	15,233,843	4,101,121	26.9
	B	2,826,076	2,577,755	248,321	9.6
	計	22,161,040	17,811,598	4,349,442	24.4
気仙沼市	A	9,698,093	8,426,459	1,271,634	15.1
	B	1,225,267	1,094,597	130,670	11.9
	計	10,923,360	9,521,056	1,402,304	14.7
登米市	A	18,573,193	13,440,153	5,133,040	38.2
	B	1,775,611	1,434,496	341,115	23.8
	計	20,348,804	14,874,649	5,474,155	36.8
栗原市	A	19,502,578	14,040,017	5,462,561	38.9
	B	1,704,227	1,342,989	361,238	26.9
	計	21,206,805	15,383,006	5,823,799	37.9
東松島市	A	5,311,004	4,669,089	641,915	13.7
	B	683,933	633,216	50,717	8.0
	計	5,994,937	5,302,305	692,632	13.1
大崎市	A	17,849,092	13,290,257	4,558,835	34.3
	B	2,576,965	2,287,047	289,918	12.7
	計	20,426,057	15,577,304	4,848,753	31.1
加美町	A	6,446,865	5,309,775	1,137,090	21.4
	B	600,659	500,117	100,542	20.1
	計	7,047,524	5,809,892	1,237,632	21.3
美里町	A	3,938,439	3,364,194	574,245	17.1
	B	498,598	463,604	34,994	7.5
	計	4,437,037	3,827,798	609,239	15.9
南三陸町	A	3,652,132	3,143,964	508,168	16.2
	B	333,988	296,464	37,524	12.7
	計	3,986,120	3,440,428	545,692	15.9
合計	A	104,306,360	80,917,751	23,388,609	28.9
	B	12,225,324	10,630,285	1,595,039	15.0
	計	116,531,684	91,548,036	24,983,648	27.3

A:交付基準額, B:臨時財政対策債発行可能額

基準財政需要額

4,895.6億円 前年度比 44.5億円(0.9%)

不交付団体を除く。臨時財政対策債償替前，錯誤反映前

1 基準財政需要額

社会関係費目等や臨時財政対策債償還費に係る増が基準財政需要額の増加要因となっているものの，投資的経費，給与関係経費の減(単位費用の減)等が減少要因となり，全体としては減

< 基準財政需要額の都市区分別内訳 >

(単位:千円,%)

		平成24年度	平成23年度	増減額	増減率
内訳	大都市	188,813,387	189,677,893	△ 864,506	△ 0.5
	都市	205,383,705	208,405,094	△ 3,021,389	△ 1.4
	町村	95,367,255	95,928,834	△ 561,579	△ 0.6
県計		489,564,347	494,011,821	△ 4,447,474	△ 0.9
県計(除大都市)		300,750,960	304,333,928	△ 3,582,968	△ 1.2

不交付団体を除く額，臨時債償替前，錯誤反映前の額。H23は再算定後の額。

2 平成24年度算定の特徴

(1) 東日本大震災に伴う教育費の特例

需要額 2.3億円(不交付団体を除く。)

導入目的 東日本大震災に伴い，一時的に避難・転出している児童等が多数いる被災団体は，児童数等を測定単位とする教育関係費目の算定額が大幅に減少することとなるが，児童等の年度途中での復帰や，継続的・計画的な行政運営に資する建物の維持修繕費等の需要額を考慮して，短期間において需要額の大幅な変動を生じさせないよう特例措置を講じるもの。

「特定被災地方公共団体」に指定された団体のうち，児童数等の対22年度伸率が全国平均を下回った団体について，普通態容補正係数を加算することにより，全国平均水準まで割戻している。

< 東日本大震災に伴う教育費の特例措置に係る需要額の都市区分別内訳 >

(単位:千円,%)

		小学校費		中学校費		高等学校費		その他の教育費		計	
		割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合		
内訳	大都市	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3,177	17.6	3,177	0.1
	都市	68,002	2.7	41,198	3.4	14,616	17.9	34,241	3.0	158,057	3.2
	町村	33,241	2.4	15,991	2.3	0		17,297	2.5	66,529	2.4
県計		101,243	1.6	57,189	1.9	14,616	2.7	54,715	2.9	227,763	1.9
県計(除大都市)		101,243	2.6	57,189	3.0	14,616	17.9	51,538	2.8	224,586	2.9

不交付団体を除く額

(2) 地域経済・雇用対策費

需 要 額 74.0億円(不交付団体を除く。)

導入目的 歴史的円高等を踏まえ、海外競争力強化等をはじめ、地域経済の活性化や雇用機会の創出を図るとともに、高齢者の生活支援など、住民ニーズに適切に対応した行政サービスを展開するために、「地方再生対策費」及び「雇用対策・地域資源活用推進費」を整理・統合して新設するもの。

各団体の人口を測定単位とし、人口規模のコスト差(段階補正)のほか自主財源比率、人口密度、高齢者人口割合及び人口1人当たりの農業産出額及び製造品出荷額を反映して算定する。また合併市町村については旧市町村単位で算定した額を合算する合併算定替を適用する。

< 地域経済・雇用対策費の都市区分別内訳 > (単位:千円,%)

		平成24年度	平成23年度	増減額	増減率
内 訳	大 都 市	521,340	789,977	△ 268,637	△ 34.0
	都 市	4,259,071	5,259,393	△ 1,000,322	△ 19.0
	町 村	2,618,492	2,571,493	46,999	1.8
県 計		7,398,903	8,620,863	△ 1,221,960	△ 14.2
県計(除大都市)		6,877,563	7,830,886	△ 953,323	△ 12.2

不交付団体を除く額。H23は「地方再生対策費」と「雇用対策・地域資源活用推進費」の合計額。

(3) 地域経済基盤強化・雇用等対策費に対応した単位費用への算入

導入目的 地方財政計画の歳出に計上された「地域経済基盤強化・雇用等対策費」のうち、臨時費目「地域経済・雇用対策費」以外の基準財政需要額への対応として、住民生活に光をそそぐ事業、子育て支援サービス充実推進事業、地球温暖化対策暫定事業、各種活性化推進事業に係る経費について、関係費目の単位費用に算入し、算定するもの。

全国の総額は7,550億円で都道府県3,170億円、市町村4,380億円(うち上記 280億円、800億円、50億円、3,250億円)となっており、関係費目の単位費用の増額により対応する。

基準財政収入額

2,509.3億円 前年度比 55.4億円(2.2%)

1 基準財政収入額

平成24年度における基準財政収入額(不交付団体を除く, 錯誤額反映前)は2,509.3億円であり, 前年度比55.4億円減(2.2%)となった。

これは, 市町村民税法人税割については企業業績が回復傾向にあることから増額となったものの, 固定資産税については評価替に伴い多くの市町村で土地及び家屋の評価額が下落し減額となったため, 前年度比で大幅な減となったものである。

なお, 地方税法の改正による東日本大震災による減収分については震災復興特別交付税が措置されることとなっており, 重複措置とならないよう減収見込額の75%が特例加算として計上されている。

< 基準財政収入額の都市区分別内訳 >

(単位:千円, %)

		平成24年度	平成23年度	増減額	増減率
内訳	大都市	134,049,812	137,153,138	3,103,326	2.3
	都市	77,694,752	79,601,699	1,906,947	2.4
	町村	39,190,294	39,724,701	534,427	1.3
県計		250,934,838	256,479,538	5,544,700	2.2
県計(除く大都市)		116,885,026	119,326,400	2,441,374	2.3

不交付団体を除く, 錯誤前の額。H23は再算定後の額。

平成24年度 普通交付税決定額（市町村分）

（単位：千円、％）

市町村名	平成24年度	平成23年度	増減額 (A - B)	増減率 (C / B)	H24普通交付税	H23普通交付税	増減額 (E - F)	増減率 (G / F)
	普通交付税	普通交付税			+ 臨時財政対策債	+ 臨時財政対策債		
	A	B	C	D	E	F	G	
仙台市	26,204,214	25,631,498	572,716	2.2	54,448,485	52,800,320	1,648,165	3.1
石巻市	19,274,606	20,083,554	808,948	4.0	22,100,682	23,058,332	957,650	4.2
塩竈市	5,463,167	5,224,554	238,613	4.6	6,434,140	6,144,442	289,698	4.7
気仙沼市	9,670,336	9,826,639	156,303	1.6	10,895,603	11,073,071	177,468	1.6
白石市	4,566,461	4,775,215	208,754	4.4	5,235,169	5,447,175	212,006	3.9
名取市	3,008,916	2,738,233	270,683	9.9	4,299,430	3,974,415	325,015	8.2
角田市	3,619,297	3,694,302	75,005	2.0	4,212,879	4,260,004	47,125	1.1
多賀城市	2,912,762	2,703,881	208,881	7.7	4,014,024	3,746,320	267,704	7.1
岩沼市	1,642,946	1,583,068	59,878	3.8	2,464,346	2,393,300	71,046	3.0
登米市	18,527,539	18,744,665	217,126	1.2	20,303,150	20,591,070	287,920	1.4
栗原市	19,456,094	19,519,332	63,238	0.3	21,160,321	21,286,444	126,123	0.6
東松島市	5,295,727	5,377,219	81,492	1.5	5,979,660	6,088,897	109,237	1.8
大崎市	17,794,522	18,150,697	356,175	2.0	20,371,487	20,746,261	374,774	1.8
蔵王町	1,849,167	1,867,976	18,809	1.0	2,154,101	2,175,809	21,708	1.0
七ヶ宿町	1,091,466	847,794	243,672	28.7	1,214,494	955,185	259,309	27.1
大河原町	1,682,042	1,716,530	34,488	2.0	2,064,752	2,127,306	62,554	2.9
村田町	1,904,112	1,955,705	51,593	2.6	2,165,756	2,224,732	58,976	2.7
柴田町	2,498,404	2,515,931	17,527	0.7	3,120,626	3,148,673	28,047	0.9
川崎町	2,292,116	2,294,791	2,675	0.1	2,516,239	2,530,838	14,599	0.6
丸森町	3,416,985	3,455,764	38,779	1.1	3,724,555	3,767,126	42,571	1.1
亘理町	2,858,455	2,822,554	35,901	1.3	3,454,843	3,409,473	45,370	1.3
山元町	2,317,058	2,398,019	80,961	3.4	2,604,265	2,693,590	89,325	3.3
松島町	1,738,724	1,731,461	7,263	0.4	2,038,593	2,027,907	10,686	0.5
七ヶ浜町	1,358,015	1,182,869	175,146	14.8	1,696,508	1,518,975	177,533	11.7
利府町	1,113,739	973,179	140,560	14.4	1,763,073	1,579,836	183,237	11.6
大和町	1,708,912	1,840,586	131,674	7.2	2,166,579	2,315,428	148,849	6.4
大郷町	1,532,298	1,522,141	10,157	0.7	1,746,224	1,744,216	2,008	0.1
富谷町	1,595,883	1,608,917	13,034	0.8	2,290,855	2,336,915	46,060	2.0
大衡村	623,243	809,562	186,319	23.0	776,693	995,112	218,419	21.9
色麻町	1,957,875	1,889,187	68,688	3.6	2,147,677	2,083,929	63,748	3.1
加美町	6,430,965	6,425,675	5,290	0.1	7,031,624	7,040,073	8,449	0.1
涌谷町	2,678,216	2,697,500	19,284	0.7	2,985,069	3,010,736	25,667	0.9
美里町	3,927,519	3,980,617	53,098	1.3	4,426,117	4,495,028	68,911	1.5
女川町	0	0	0		51,097	101,722	50,625	49.8
南三陸町	3,643,470	3,661,647	18,177	0.5	3,977,458	4,020,281	42,823	1.1
大都市計	26,204,214	25,631,498	572,716	2.2	54,448,485	52,800,320	1,648,165	3.1
都市計	111,232,373	112,421,359	1,188,986	1.1	127,470,891	128,809,731	1,338,840	1.0
町村計	48,218,664	48,198,405	20,259	0.0	56,117,198	56,302,890	185,692	0.3
町村計 (除超過団体)	48,218,664	48,198,405	20,259	0.0	56,066,101	56,201,168	135,067	0.2
県計	185,655,251	186,251,262	596,011	0.3	238,036,574	237,912,941	123,633	0.1
県計 (除超過団体)	185,655,251	186,251,262	596,011	0.3	237,985,477	237,811,219	174,258	0.1
県計 (除大都市・超過団体)	159,451,037	160,619,764	1,168,727	0.7	183,536,992	185,010,899	1,473,907	0.8
合併団体計	104,020,778	105,770,045	1,749,267	1.7	116,246,102	118,399,457	2,153,355	1.8
非合併団体計	81,634,473	80,481,217	1,153,256	1.4	121,790,472	119,513,484	2,276,988	1.9
非合併団体計 (除超過団体)	81,634,473	80,481,217	1,153,256	1.4	121,739,375	119,411,762	2,327,613	1.9
非合併団体計 (除大都市・超過団体)	55,430,259	54,849,719	580,540	1.1	67,290,890	66,611,442	679,448	1.0

(注)合併団体の交付額は、合併算定替により算定した額である。